年　月　日

確 認 書

私が行う住宅宿泊事業法に基づく届出住宅においては、住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならないものですが、万が一の火災等の際については、次の事項を遵守します。

　１　万が一、火災が発生した場合は、消防隊が現場に到着するまでの間、できる範囲で消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行います。

　２　万が一、火災を発見した場合は、119番通報を行います。

氏名